

日本学生支援機構給付奨学金（家計急変）のご案内

令和2年5月 川崎市立看護短期大学

予期できない事由により家計が急変し（新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変した場合も含まれます。）、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金の支援対象となります。希望される方は、必ず事前に日本学生支援機構ホームページ（下記）を参照の上、次の要領で応募してください。

『新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援』
（日本学生支援機構）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

※申込期限：家計急変の事由発生から3か月以内

（令和2年3月以前に発生していた場合は進学（進級）後2か月以内）

※資料請求・書類提出はいずれも郵送受付を原則としますが、本学指定の来学時（健康診断等）の手続きも可能とします。ただし、窓口では書類の受渡しのみとします。質問等はメールでお願いいたします。

<申請書類請求方法>

返信用のレターパックプラス（又はレターパックライト）を同封し、事務局奨学金担当（下記）宛て送付してください。

※封書表面に「家計急変による給付型奨学金申請書類返送希望」と朱書してください。

※レターパックのお届け先に返送希望住所氏名を記入してください。（「依頼主」欄は空欄）

<申請書類提出方法>

本学から届いた申請書類を記入し、必要な添付書類とともに、事務局奨学金担当宛て送付してください。

<資料請求・提出先>

〒212-0054 川崎市幸区小倉 4-30-1 川崎市立看護短期大学事務局 奨学金担当 宛て